

## 外来生物法改正法の附帯決議でブラックバス問題は動くか

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢裕子

2022年5月、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)一部が改正する法律が改正・公布された。主な改正点は①ヒアリ対策の強化、②アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、③各主体による防除の円滑化であり、ブラックバス(オオクチバス・コクチバス)に関する改正は含まれていない。しかしながら、改正法が成立する過程で衆参両院では8項目から成る附帯決議が決議され、オオクチバス・コクチバスに関する項目も盛り込まれた(以下)。

**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議**  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

6. 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の方針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」

これは画期的なできごとだった。外来生物法施行は2005年6月で、特定外来生物に第一次指定された37種にオオクチバス、コクチバスが含まれた。これにより、「ブラックバスは拡げてはいけない魚」との認識が広がったのは成果だったが、一方、バスの特定外来生物指定が、当時人気だったバス釣りの釣り人やバス釣り業界の反発を招いたため、「バスのリリースは法律違反ではない」と強調された。法律以前にバスを第五種漁業権魚種としていた4湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、山中湖、西湖)では、同漁業権がそのまま認められた。結果、バス釣り人は今も当然のように釣った魚をリリースし、一時姿を消したTVのキー局にもバス釣りは再度登場するようになっている。4湖のオオクチバス漁業権も継続されたままだ。それと表裏を成すようにブラックバスの密放流は続き、「対策の実効性が最も上がっていない特定外来生物」(研究者談)のまま20年近くが経過している。

ある生き物の生息域・個体数を減らすことと利用することは基本、相容れない。セイヨウオオマルハナバチのように産業利用される特定外来生物もないわけではない。が、その場合には業界自体がこの生物を拡げないよう自主規制を行っている。しかし、ブラックバスにはそうした自主規制もなく、密放流による生息域拡大があればそれを「有効利用」しようという姿勢があるばかりである。

全国ブラックバス防除市民ネットワーク(ノーバスネット)は外来生物法が施行された年に発足した連合会だが、2023年度の第五種共同漁業権の免許切替に際し、「オオクチバス漁業権を切り替えないで」という活動を2020年度から行って来た。生息域と個体数を減らすため特定外来生物にまで指定したのだから、しっかり実効性を挙げてほしいということだ。2022年8月には日本自然保護協、世界自然保護基金(WWF ジャパン)、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会とともに環境省、農水省(水産庁)、山梨県、神奈川県に要望書(①オオクチバス漁業権切替を行わないこと、②外来生物法改正法の附帯決議を受けブラックバス対策を行うこと)を提出した。オオクチバス漁業権はどうなるのか、附帯決議はどんな形で実現されるのか、推移を予想しつつ、できることを考えたい。